

産業技術センター緑地植栽管理業務委託特記仕様書

受注者は、産業技術センター構内の樹木、芝生等の管理にあたっては、指定箇所の良好なる環境の維持と保全に努め、所定の作業を誠実に遂行するものとする。

1 契約期間 契約日から令和8年3月31日までとする。

2 委託内容

- (1) 管理面積は『特記仕様内訳書』のとおりとする。
- (2) 管理は『特記仕様内訳書』にて指定する箇所について、次の方法により行うものとする。

ア クロマツ剪定（高度技術研究館）

高度技術研究館正面のクロマツ3本については、松葉、枝の繁茂による美観損失を防ぐために剪定を実施する。

イ サルスベリ剪定（高度技術研究館）

サルスベリの剪定を行う。（冬季）

ウ 病虫害防除（高木、中低木）（本館、高度技術研究館）

ケムシ、アブラムシ、カイガラムシ類等の発生が予想されるので、夏季に2回殺虫剤の散布を行う。そのほか、ダイアジノン粒剤の散布（高木：0.1kg/本、中低木：10g/m²）を1回行う。

エ 除草剤散布（本館、高度技術研究館）

雑草繁茂による美観損失及び、通風、日照の障害を防止し、病虫害の発生を未然に防ぐために年1回実施する。

オ 刈払い（本館、高度技術研究館）

雑草繁茂による美観損失及び、通風、日照の障害を防止し、病虫害の発生を未然に防ぐために本館年1回、高度技術研究館年2回実施する。

カ 芝刈り（本館、高度技術研究館）

雑草繁茂による美観損失及び、通風、日照の障害を防止し、病虫害の発生を未然に防ぐために年1回実施する。

※実施時期についてはその都度契約担当者と協議のうえ決定する。

この仕様にて定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、協議して定めるものとする。

3 業務に従事する者

造園施工管理技士1級または2級の資格を有すること。